

川公競発第64号
令和6年2月15日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 奥富 精一 様
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和3年12月24日執行の経済部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（公営競技事務所）

公営競技事務所の重要物品等の管理において、川口市財産規則に則って行なわれていないものが散見されたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

この度の定期監査結果（指摘）を受けて、備品購入事務手順を課内で周知するとともに、指摘時、備品数が膨大のため重要備品・今後購入する備品を中心に整理する旨の要請であったことから、重要物品カードの作成及び重要物品を確認し、その他の指摘以降購入した備品について整理を行った。

なお、重要物品以外のその他の備品に関しては、施設に関わる備品が多いため、施設改修工事に合わせて整理を行っている。

